

一関市地産地消モデル店認定要領

令和6年11月25日

(趣旨)

第1 この要領は、市場流通した市内産農産物並びにこれらを使った加工品（以下「市場流通した市内産農産物等」という。）を常時取り扱う市内小売店、量販店又は、市内産農産物並びにこれらを使った加工品（以下「市内産農産物等」という。）を常時取り扱う飲食店、宿泊施設、直売所、産直施設等の事業者等であって、第3に規定する要件に適合する事業所等を一関市地産地消モデル店（以下「モデル店」という。）として認定し、市内産農産物の市内での消費拡大の取組を通じて、市民への地産地消意識の高揚と地域資源が循環する持続可能な地域農業の活性化を図ることを目的とする。

(認定対象)

第2 モデル店の認定の対象となる店舗等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市場流通した市内産農産物等を常時取り扱う市内小売店、量販店
- (2) 市内産農産物等を常時取り扱う飲食店、宿泊施設、直売所、産直施設等

(認定基準)

第3 モデル店の認定を受けようとする事業所等は、次に定める認定基準を満たさなければならない。

- (1) モデル店として、市場流通した市内産農産物等や市内産農産物等を常時扱い、販売やメニューの提供を行うこと。
 - ① 市内小売店・量販店
市場流通した市内産農産物等の販売コーナーがあり、市場流通した市内産農産物等を常時販売していること。
 - ② 市内飲食店及び宿泊施設等
常時1品目以上、市内産農産物等を取り扱ったメニューを提供すること。
 - ③ 市内直売所、産直施設等
市内産農産物等を常時販売していること。
- (2) 市場流通した市内産農産物等や市内産農産物等を利用した地産地消をPRするイベントを開催すること。
- (3) 独自で地産地消に係るイベントを開催し、看板や店のキャッチコピー、掲示物、チラシ、メニュー、ホームページにおいて市場流通した市内産農産物等や市内産農産物等を明記するなど積極的に地産地消をPRすること。

(申請方法)

第4 モデル店の認定を受けようとする事業者等（以下「申請者」という）は、「一関市地産地消モデル店認定申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（認定審査）

第5 市長は、第4の申請書を受理したときは、第3の認定基準に基づき内容を審査し、認定の可否を決定する。また、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果を、申請者に対し「一関市地産地消モデル店認定(非認定)通知書」（様式第2号）により通知する。

（認定期間及び更新）

第6 認定期間は、認定の日からその年度末までとする。なお、認定期間経過後は、申出がない限り更に1年間登録を継続し、以後同様とする。

（認定証の交付）

第7 市長は、第5の審査において認定をうけた認定対象店（以下「モデル店」という）に対し、認定証を交付する。

（モデル店の表示）

第8 モデル店は、第7の規定により交付された認定証を店舗等の入口または来訪者が見やすい場所に掲示し、自らもモデル店であること及び地産地消のPRに努めるものとする。

（取組内容の報告）

第9 モデル店は、「一関市地産地消モデル店取組実績報告書」（様式第3号）により、認定年度の地産地消推進の取組の実績について、認定翌年度4月末までに市長に報告しなければならない。

（認定の取消し）

第10 モデル店が、第3の認定基準を満たさなくなったとき、その他法令違反等モデル店に相応しくない事由が発生したときは、市長は認定を取り消すことができる。

（認定の辞退）

第11 モデル店が、その認定を辞退するときは、「一関市地産地消モデル店認定辞退届」（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（補則）

第12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

令和2年6月 3日 制定

令和3年8月30日 改定

令和6年11月25日 改定